

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付（第73回地域再生計画認定申請受付）における主な変更点等について

本認定回からの変更点

(1) 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の創設について

第73回認定回（以下「本認定回」という。）から、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（以下「第2世代交付金」という。）が創設されました。

第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画の新規認定申請に当たっては、旧制度の支援措置名称を使用しないよう御留意ください。

なお、今後、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ）により採択され、従前の取扱い（以下「旧制度」という。）に基づき申請を行う継続事業に係る地域再生計画については、変更認定申請のみ受付を行います（地方創生整備推進交付金を除く。）。

(2) 第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画の様式の変更について

従前の認定回においては、旧制度を活用する事業に係る地域再生計画と実施計画及び施設整備計画（以下「実施計画等」という。）は、同一のExcelファイルとなっておりましたが、本認定回から、第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画と実施計画は、別々のファイルとなりました（以下、旧制度を活用する事業に係る地域再生計画の様式を「地域再生計画（実施計画等）」、第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画の様式を「新様式」という。）。

新様式においては、第2世代交付金を活用する事業について、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度の記載（第2世代交付金を活用する事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに適合することが確認できる程度の記載）で足りることとし、併せて事業費の記載を不要とする等、記載事項を抜本的に簡素化しました。

これに伴い、第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画については、原則1地方公共団体につき1計画の作成で足りることとなります。

(3) 継続事業に係る地域再生計画の変更認定申請について

旧制度に基づき事業を継続する場合、当該事業に係る地域再生計画については、変更認定申請の受付を行いますので、第2世代交付金担当から通知する事務連絡等（以下「交付金事務連絡」という。）に基づき、変更認定申請の手続きを行ってください。

他方で、第2世代交付金に基づき事業を継続する場合、当該事業に係る地域再生計画の変更認定申請の受付は行いませんので、第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画の新規認定申請の手続きを必ず行ってください。

(4) 第2世代交付金（旧制度を含む。）を活用する事業に係る地域再生計画の提出方法について

① 新規認定申請の場合

メールアドレス：e.nintei.c3s@cao.go.jp

各都道府県、市区町村ともに内閣府（上記アドレス）に直接御提出ください。メールの件名は、次のとおりとしてください。

[メール件名]

申請者	提出ファイル	メール件名
都道府県	地域再生計画を含む申請書類	【正式提出】【交付金（新規）】 （〇〇県）第73回地域再生計画
市区町村	地域再生計画を含む申請書類	【正式提出】【交付金（新規）】 （〇〇県〇〇市）第73回地域再生計画

② 変更認定申請の場合

メールアドレス：chiiki. sosei-senko@cao.go.jp

地域再生計画（実施計画等）の提出に当たっては、交付金事務連絡を御確認いただき、各都道府県にて取りまとめをお願いいたします。

また、地域再生計画（実施計画等）を除く申請書類（申請様式01、申請様式02_04、申請様式04、申請様式05及び地方版総合戦略）については、各都道府県、市区町村ともに内閣府（上記アドレス）に直接御提出ください。メールの件名は、次のとおりとしてください。

[メール件名]

申請者	提出ファイル	メール件名
都道府県	地域再生計画（実施計画等）	※ 交付金事務連絡を御確認ください。
	地域再生計画（実施計画等）を除く申請書類	【正式提出】【交付金（変更）】 （〇〇県）第73回地域再生計画
市区町村	地域再生計画（実施計画等）	※ 交付金事務連絡を御確認ください。
	地域再生計画（実施計画等）を除く申請書類	【正式提出】【交付金（変更）】 （〇〇県〇〇市）第73回地域再生計画

地方版総合戦略関係

認定申請に当たっては、地方版総合戦略を認定申請書類として提出していただく必要がありますが、本認定回の認定申請受付期間から第2世代交付金（旧制度を含む。）を活用する事業の事業実施期間の始期以前に、現行地方版総合戦略が改訂される場合は、事業実施期間の始期において効力のある次期地方版総合戦略の案を認定申請書類として提出してください（次期地方版総合戦略の案の策定が認定申請日に間に合わない場合は、次回認定回（第2世代交付金（旧制度を含む。）を受付の対象とする次回以降の直近の認定回）で変更認定申請を行ってください。）。

なお、本認定回において、提出予定の地方版総合戦略が読替え通知等により延長し、地方版総合戦略自体の記載変更を行わなかった場合は、地方版総合戦略と併せて当該読替え通知等を提出してください。